

広島県教科用図書 採択地区について(平成27年)

[通常ページへ戻る](#)

○ 採択地区

市町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択の権限は市町教育委員会にありますが、採択に当たっては、教科用図書無償措置法により、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定し、地区内の市町教育委員会が協議をして同一の教科用図書を採択しなければならないことになっています。広島県教育委員会では、現在、次の採択地区を設定しています。

○ 広島県教科用図書採択地区

(平成25年3月18日～)

※広島市の採択地区が3地区から1地区に変更になりました。

採択地区名	構成市郡区名
広島	広島市
大竹	大竹市
廿日市	廿日市市
呉	呉市
東広島	東広島市
江田島	江田島市
安芸	安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
安芸高田	安芸高田市
山県	山県郡(安芸太田町, 北広島町)
竹原	竹原市
三原	三原市
尾道	尾道市
豊田	豊田郡(大崎上島町)
世羅	世羅郡(世羅町)
福山	福山市
府中	府中市
神石	神石郡(神石高原町)
三次	三次市
庄原	庄原市

このページに関するお問い合わせ先

[教育委員会事務局](#)

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

義務教育指導課

電話:082-513-4971 Fax:082-223-6341 [お問い合わせフォームはこちらから](#)

このページがお役にたちましたら、下のいいねボタンを押してください。